

留学生のための入管関係手続き

学生プラザ 3F (8:30-17:15)



丸川 陽子

国際交流グループ

E-mail:

kokusai-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

①在留カード，住所の届出について

- 2012年7月9日から，在留期間が3ヶ月以上の方には，在留カードが交付されるようになりました。

- 在留カードは，常に携帯してください。

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH	
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 女 F. 国籍・地域 米国 SEX NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号	
在留資格 STATUS	留学 Student	
	就労制限の有無	就労不可
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月(2018年10月20日) Y M Y M D	
許可の種類	在留期間更新許可(東京入国管理局長)	◆MOJ◆
許可年月日	2014年06月10日	交付年月日 2014年06月10日
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD		
		見本・SAMPLE
		法務大臣 印

- 住所が決まったら，パスポートや在留カードを持って，市役所(区役所)で転入の届出をしてください。
- その後，引っ越す場合も市役所(区役所)への届出が必要です。

②在留期間更新許可申請

- 現在の在留期限が過ぎてもまだ日本で勉強を続けたい場合には、在留期限が来る前に、「在留期間更新許可申請」が必要です。
- 在留期限は、在留カードかパスポートで確認できます。

☆申請場所・・・広島出入国在留管理局

(大学を通して申請することもできます。【4, 6, 10, 11月】)

- 修了後、日本で就職する場合等は、「在留資格変更許可申請」が必要です。

在留カード

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH	
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 女 F. 国籍・地域 米国 SEX NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号	
在留資格 STATUS	留学 Student	
就労制限の有無	就労不可	
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月 (2018年10月20日) Y M Y M D	
許可の種類	在留期間更新許可(東京入国管理局長) ◆MOJ◆	
許可年月日	2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日	
このカードは	2018年10月20日まで有効 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD	
	見本・SAMPLE	法務大臣 法務大臣之印

パスポートの証印シール

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR	
上陸許可 LANDING PERMISSION	
許可年月日 Date of permit:	-1. JUN. 2010
在留期限 Until:	30. AUG. 2010
在留資格 Status:	短期滞在 Temporary Visitor
在留期間 Duration:	90days
NARITA(2)	
0000000000	QR CODE
XT 0000033	

③資格外活動許可申請

- 留学生は日本で働いて、収入を得ることができません。ただし、勉強の妨げにならない程度であれば、許可を得て、決められた時間内でアルバイトをすることができます。
- 風俗営業・風俗関連特殊営業等は職種に関係なく従事してはいけません。
- バー, キャバレー, ナイトクラブ, 麻雀屋, パチンコ屋, ゲーム機設置業, 特殊浴場業, ストリップ, ラブホテル, 個室マッサージ, 客の接待をするホステス等がいるスナック, パブ, 店舗型(無店舗型)性風俗特殊営業, 映像送信型性風俗特殊営業, 店舗型(無店舗型)電話異性紹介営業などでのアルバイトは, 皿洗いや清掃業務であっても認められません。
- 資格外活動許可がないまま収入や報酬を伴う活動を行った場合は, 最高200万円の罰金が課せられることがあります。

④再入国許可について

- 一時帰国や旅行などで海外へ行く場合、各学部・研究科の学生支援室に「一時帰国・国外旅行届」がありますので、出発前に、必要事項を記入して提出してください。
- 1年以内に再入国する場合は、出入国在留管理局で「再入国許可」を受ける必要がなくなりました。
- 出国する際に、空港で必ず、パスポートとともに在留カードを提示してください。

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①
【 DEPARTURE 】

氏名 Name	Family Name					
	Given Names					
生年月日 Date of Birth	Day日	Month月	Year年	主な渡航先国名 Destination		
航空機便名・船名 Flight No./Vessel	出国予定期間 intended period out of Japan			<input checked="" type="checkbox"/> 1年以内 Within one year	<input type="checkbox"/> 1年超2年以内 Over one year but within two years	<input type="checkbox"/> 2年超 Over two years

次のいずれかに☑を記入してください。 Please check either of the boxes below.

1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.
2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.
- (地方入国管理官署で再入国許可を得ており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

署名
Signature

官用欄
Official Use Only

「1年以内」
の欄にチェックする。

「一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄にチェックする。

⑤休学について

- 正当な理由もなく、留学生としての活動(勉強)を3ヶ月以上行わなかった場合は、在留資格取消制度により、在留資格は取り消され、本国に強制的に帰国させられます。
- 「留学」の在留資格を持っている留学生の皆さんは、経済的理由で休学をする場合、原則日本に滞在することはできません。
- 休学中に資格外活動(アルバイト)をすることも禁止されています。

⑥ホームページ:「もみじ」(掲示板)について

もみじ MOMIJI 広島大学 学生情報の森

広大ID: ryugaku-grouj 広大パスワード: ●●●●●● 教職員の方は「いろは」からログイン Myもみじへログイン

HOME 学びのサポート 学生生活のサポート 進路・就職のサポート **留学生へのサポート**

Event&News イベント&ニュース

- 2014/9/16 国際センター留学生サポーター募集! Call for Supporters for International Students...
- 2014/9/11 (急募9/17付)HUSAプログラム留学生サポーター募集 / Supporters for International ...
- 2014/9/9 【霞キャンパス発着】広島市被災者支援ボランティア
- 2014/9/9 9/26(金)HUSA交換留学生ウェルカムパーティーを
- 2014/9/1 東広島地区停電復旧について/Power recovered at Higashi-hiroshima campus

Campus Activities 課外活動

この欄に投稿を希望する場合はこちら

広島市大雨災害募金 協カスタッフ募集【広島ヒロガルツナガル募金実行委員会・広大運営スタッフ】

平成26年8月19日からの大雨災害によって、広島市北部では多くの、多くの方の心と体に大きな傷を残しました。不安定な天候や二次

相談
生活情報
保険
チューター制度
入国・在留関係
私費奨学金
修了(卒業)するにあたって
日本語を学ぶには
留学生組織
新入留学生オリエンテーション
広島大学規則集(英語版)

留学生への サポート



入国・在留関係

留学生のみなさんの入管手続き

留学生のみなさんは、日本で勉強(研究)するための滞在資格として法務省入国管理局から「留学」という在留資格をもらっています。留学生のみなさんは、日本で滞在している間にその在留資格に関するいくつかの手続きを行う必要がありますので、以下をよく読んで、手続きを忘れないようにしてください。

- [今もらっている「留学」の在留期間が終わりに近づいてきたら](#)
- [アルバイトをしようと思ったら](#)
- [日本から一時的に出国するとき](#)
- [休学について](#)
- [家族を本国から呼び寄せて一緒に暮らすには](#)
- [新しい在留管理制度について](#)
- [広島入国管理局](#)

広島出入国在留管理局

住所：広島市中区上八丁堀2-31

広島法務総合庁舎内

電話：就労・永住審査部門 082-221-4412

留学・研修審査部門 082-221-4468

1. 広島出入国在留管理局での申請書類等の受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く）、9時～16時です。
2. 各種申請書・必要書類一覧は、各学部・研究科の学生支援室または、国際交流グループにあります。

出入国在留管理局ホームページ

<http://www.immi-moj.go.jp/index.html>